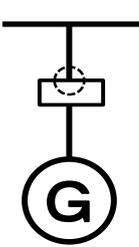
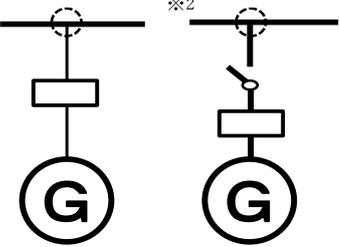
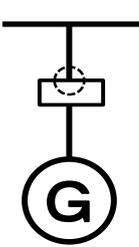
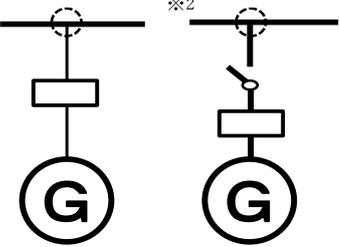
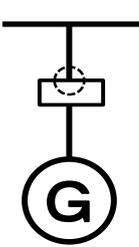
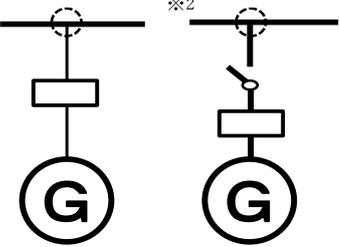


特定自家用電気工作物接続届出書等の記載要領

平成28年3月制定
令和5年12月改正
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課
電力供給室

項目	内容												
<p>1. 接続届出書 (1) 基本事項</p>	<p>○特定自家用電気工作物とは、出力[※]が1,000キロワット以上の発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。）をいう。 ※「出力」とは、発電等用電気工作物単機の設備容量をいう。</p> <p>○特定自家用電気工作物接続届出書は、事業者がその設置するすべての特定自家用電気工作物について1部提出すること（特定自家用電気工作物ごとに管理者（工場長等）が提出するものではない。）。</p> <p>○電気事業者に該当する者は、その設置する特定自家用電気工作物について特定自家用電気工作物接続届出書等の提出を要しない。</p> <p>○特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者の電線路に直接的又は間接的に接続しているか否かについては、以下を参考に判断されたい。</p> <table border="1" data-bbox="450 1115 1426 1507"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="450 1115 1230 1153">届出必要</th> <th colspan="2" data-bbox="1230 1115 1426 1153">届出不要</th> </tr> <tr> <th data-bbox="450 1153 1038 1234">直接的に接続^{※1}</th> <th data-bbox="1038 1153 1230 1234">間接的に接続</th> <th colspan="2" data-bbox="1230 1153 1426 1234">接続していない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1234 671 1507">  </td> <td data-bbox="671 1234 1230 1507">  </td> <td colspan="2" data-bbox="1230 1234 1426 1507">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⓐ 1,000 kW以上の発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（太陽電池発電及び風力発電を除く。） □ 受電設備（工場等） — 当該供給区域における一般送配電事業者又は配電事業者が維持・運用する電線路 - - - 当該供給区域における一般送配電事業者、配電事業者及び自己が維持・運用する電線路以外の電線路（送配電事業者、他の特定自家用電気工作物設置者等が維持・運営する電線路）^{※3} — 自己が維持・運用する電線路 ○ 接続ポイント <p>※1 インターロックが設置された非常用電源も届出対象となる。 ※2 常時接続されていなくてもスイッチングシステム等によって接続可能な状態にある場合も届出が必要。 ※3 受電用の電気工作物の内電を経由していることは、間接的な接続に含まず、直接的な接続。</p>	届出必要		届出不要		直接的に接続 ^{※1}	間接的に接続	接続していない					
届出必要		届出不要											
直接的に接続 ^{※1}	間接的に接続	接続していない											
													

<p>(2)届出内容</p>	<p>○宛先は、届出先（下記(4)参照）の別に従い、経済産業省に提出する場合は経済産業大臣名、各経済産業局に提出する場合は当該管轄区域の経済産業局長名とすること。</p> <p>○以下の項目を記載すること。</p> <p>①名称及び代表者の氏名（押印不要）</p> <p>②住所</p> <p>③電話番号</p> <p>④電子メールアドレス</p> <p>⑤発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。） にあつては、設置の場所、原動力の種類、周波数、出力、その用途及び逆潮流防止設備の有無</p> <p>⑥蓄電用の自家用電気工作物にあつては、設置の場所、周波数、出力、容量、その用途及び逆潮流防止設備の有無</p> <p>○代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式不問、押印不要）又は委任状に準ずる書類（様式不問、押印不要）を添付すること。</p> <p>○地方公共団体にあつては、発電又は放電した電気の処分権限を有していれば、当該地方公共団体の代表者ではなく会計管理責任者を「代表者」に記載することも可とする。</p> <p>○出力が1,000キロワット未満の発電等用電気工作物は、特定自家用電気工作物に当たらないため、記載を要しない。</p> <p>○「原動力の種類」は、火力、水力、地熱、バイオマス（専焼の場合に限る。）等の種別を記載することし、「原動力の種類」を火力とする場合、石炭、LNG、石油、LPG、バイオマス（混焼の場合）、その他ガス及びその他の燃料別を記載すること。なお、火力の燃料を記載する場合、主燃料を最初に記載し、その他混焼燃料については主燃料に続いて記載すること。 例：火力（石炭）、火力（石油、バイオマス）、水力（一般） また、「原動力の種類」を水力とする場合、一般又は揚水のいずれかの方式を記載すること。</p> <p>○「逆潮流防止設備の有無」における「逆潮流防止設備」とは、特定自家用電気工作物設置者が設置する逆電力リレー（逆電力継電器、RPR（Reverse Power Relay））を含む保護リレーを設置している場合を指す。</p> <p>○「常用・非常用の別」は、常用の場合は「常用」、非常用の場合は「非常用」と記載し、後者においてインターロックが設置されている場合はその旨を付記すること。</p> <p>○複数の特定自家用電気工作物を一般送配電事業者の電線路に直接的又は間接的に接続した場合は、1つの届出書に、接続した全ての電気工作物について、⑤、⑥の内容を記載すること。ただし、電気工作物ごとに複数の表を分けて複数ページにわたって作成することは差し支えない。</p>
<p>(3)様式等</p>	<p>○紙媒体で提出する場合の様式は、電気事業法施行規則様式第31の25を用いること。</p>

<p>(4) 提出先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○提出部数は1部。 ○<u>電ガネット、郵送又は持参による提出とすること。</u> ○受付印を押印した副本の保管が必要な場合は、郵送時に副本1部とともに、返信用切手を貼付した返信用封筒を同封すること。持参の場合は、副本が必要な旨を担当者に申し出ること。 ○一般送配電事業者又は配電事業者の電線路に直接又は間接に電氣的に接続した特定自家用電気工作物が設置された場所を管轄区域とする経済産業局に提出すること。ただし、当該電気工作物を複数設置している事業者であって、これらのうち一又は複数を他の経済産業局の管轄区域内に設置している者は、経済産業省資源エネルギー庁（電力基盤整備課電力供給室）に提出し、届出書の宛名は、前者については当該経済産業局長名、後者については経済産業大臣名とすること。
<p>2. 変更届出書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「変更の内容」は、特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項の変更箇所が明らかになるように記載すること。なお、代表者の変更については、届出を要しない。 ○接続届出書の提出後に特定自家用電気工作物を新設した又は譲り受けた場合については、変更届出書を提出すること。 ○<u>紙媒体で提出する場合の様式は、電気事業法施行規則様式第31の26を用いること。</u> ○届出事項に変更が生じた後、遅滞なく提出すること。 ○提出先及び提出部数については、特別な場合を除き、上記1.と同様とする。 ○経済産業局に発電事業届出を行っている事業者が、届出を行っている経済産業局管轄区域内において、新たに特定自家用電気工作物を設置する場合は、当該経済産業局に変更届出書を提出すること。 また、既に一つの経済産業局に設置届を届け出ている事業者が、新たに別の経済産業局の管轄区域内に特定自家用電気工作物を設置する場合は、既に届け出た設置届出書の写し及び変更を必要とする理由を記載した書面を添えた変更届出書を資源エネルギー庁に提出すること。 なお、資源エネルギー庁に提出する場合は、過去に経済産業局に届け出た特定自家用電気工作物届出書の写しを添付すること（保管する電気工作物の一覧表を届出書の写しに代えて、添付することも可とする。）。 ○資源エネルギー庁に特定自家用電気工作物届出を行っている事業者が、電気工作物の設置場所の変更により、所有する特定自家用電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなった場合には、既に届け出た特定自家用電気工作物の写しを添付した変更届出書を当該経済産業局に提出すること（保管する電気工作物の一覧表を届出書の写しに変えて、添付することも可とする。）。

<p>3. 要件に該当しなくなった場合の届出書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「該当しなくなった理由」には、特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項のうち当該電気工作物に係る事項を記載すること。出力については、変更後の出力も記載すること。 ○紙媒体で提出する場合の様式は、<u>電気事業法施行規則様式第31の27</u>を用いること。 ○特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合後、遅滞なく提出すること。 ○提出先及び提出部数については、特別な場合を除き、上記1.と同様とする。 ○特定自家用電気工作物接続届出書を提出後、新たに電気事業者となった者は、本届出書を含む特定自家用電気工作物設置者に係る届出を行うことを要しない。 ○資源エネルギー庁に特定自家用電気工作物届出を行っている事業者が、電気工作物が要件に該当しなくなったことにより、所有する特定自家用電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなる場合には、既に届け出た特定自家用電気工作物の写しを添付した「要件に該当しなくなった場合の届出書」を当該経済産業局に提出すること。 (「要件に該当しなくなった場合の届出書」を届け出る時点における過去に届出を行った特定自家用電気工作物の現況がわかる書類を届出書の写しに代えて、添付することも可とする。)
<p>4. 電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「接続されている状態でなくなった理由」には、特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項のうち当該電気工作物に係る事項を記載した上で、当該理由を記載すること。 ○紙媒体で提出する場合の様式は、<u>電気事業法施行規則様式第31の28</u>を用いること。 ○特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者の電線路と直接又は間接に電氣的に接続されている状態でなくなった場合、遅滞なく提出すること。 ○提出先及び提出部数については、特別な場合を除き、上記1.と同様とする。 ○資源エネルギー庁に特定自家用電気工作物届出を行っている事業者が、電線路と電氣的に接続されている状態でなくなったことにより、所有する特定自家用電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなる場合は、既に届け出た特定自家用電気工作物届出書の写しを添付した「電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書」を当該経済産業局に提出すること(「電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書」を届け出る時点における過去に届出を行った特定自家用電気工作物の現況がわかる書類を届出書の写しに代えて、添付することも可とする。)